

## 報告第2号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

## 専決処分書

住宅使用料請求事件訴訟に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年1月14日

足立区長 近藤 弥生

## 住宅使用料請求事件訴訟に関する和解について

足立区は、区営住宅の使用料を滞納した相手方に対する住宅使用料請求事件訴訟につき、下記により和解する。

### 記

#### 1 相手方

足立区大谷田在住者

#### 2 和解の要旨

別紙和解条項案のとおり

(ただし、和解条項案の別紙物件目録及び未納使用料の内訳表は省略)

和解条項案

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の足立区営住宅の使用に関し、別紙未納使用料の内訳表記載の使用料合計額 837,500 円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、原告の交付する納付書により支払う。
  - (1) 平成 27 年 2 月 10 日限り 200,000 円
  - (2) 平成 27 年 2 月から平成 28 年 10 月まで毎月末日限り 30,000 円ずつ
  - (3) 平成 28 年 11 月末日限り 7,500 円
- 3 被告が前項の分割金の支払を 2 回以上怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、残金を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、本件に関し、原告及び被告の間に、別紙未納使用料に関して、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

平成 27 年 1 月 15 日

東京都足立区中央本町一丁目 17 番 1 号

原告	足立区
同代表者区長	近藤 弥生
同指定代理人	真鍋 兼
同	宇田川 実
同	立川 昇
同	新井 康浩

東京都足立区大谷田

被告